医事業務委託仕様書（一般事項）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会済生会新潟病院の医事業務等について、受託者は業務を円滑に処理することを目的とし、次の仕様(病院医事業務一式)に基づき忠実に業務を遂行するものとする。

１．件名　　医事業務一式

２．履行場所　社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会済生会新潟病院

３．履行期間　　２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日まで。

４．業務内容

別紙各仕様書のとおり。

５．受託者の責務

1）受託者は、上記業務の作業従事者（以下「作業員」という）については、業務の遂行に確実な人員、人材を配置すること。

2）受託者は、作業員の雇用時に病院の窓口の接遇研修を行うとともに、雇用後は研修計画に従って研修を実施すること。また、コンピューター機器の操作方法、診療報酬請求業務の教育研修を行い、業務の円滑な運営に万全を期すること。なお、年度当初に年間研修計画を作成し、また研修の終了後は研修結果を作成し提出すること。

3）作業員は、厚生労働省の認可を受けた医療事務教育機関で実施する技能試験に合格した者であること。なお、外来業務以外の業務に従事する作業員はこの限りではない。

4）受託者は、上記（３）を証明できる書類を請負開始日前までに提出すること。

5）作業員を変更する場合は、業務に支障を来たさぬよう引継に万全を期すること。

6）受託者は、作業員が業務に従事するときは、制服及び名札を着用させ、制服等は清潔を保持し、全員同一のものを着用させること。

7）作業員は、言動には充分留意すること。

8）作業員は業務履行場所の整理･整頓を心掛け､職場環境の清潔の保持に努めること。

６．業務責任者の責務

受注者は，本委託業務全体を総括する専任の業務総括責任者を常駐させ，業務の履行状況を監督させること。業務総括責任者は 400 床以上の病床数を有する病院において、3 年以上の医事業務全般の総括責任者または副総括責任者の経験を有する者とすること。また業務総括責任者の氏名を当院に届けることとし、次の業務を行うものとする。

1） 作業員を指揮、監督し、必要な教育を行い、円滑な業務の推進を図ること。

2） 建物、設備、備品等の破損、異常の発見及び事故等が発生したときは、直ちに委託者の担当係に報告すること。

７．業務実施者の要件

1）厚生労働省の認可を受けた医療事務教育機関で実施する医療事務に係る技能試験に合格した者を半数以上含むものとする。

2）「医科点数表の解釈」に精通し、本院の医療情報システムを使用して、正確且つ迅速に業務を遂行できる者。

3） 病床数 200 床以上の医療機関で連続して 2 年以上の医療事務経験を有する者を 3 分の１以上含むものとする。

８．診察日及び診察時間

1）診察日及び診察時間　　月曜日から金曜日

８時３０分から１７時まで

2） 休日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(１２月２９日から１月３日)

８時３０分から１７時まで

但し、原則として上記のとおりとするが、委託業務に支障のあるときはこの限りではない。

９．業務報告

1）受託者は、必要に応じ請求事務に関する業務監査を行い、委託者に報告するものとする。

１０．業務従事者の教育体制及び健康管理について

1） 当委託契約を受託した場合は、本仕様書に沿った作業手順の教育を徹底し、契約開始日から仕様書どおり作業に従事できるようにしなければならない。

2） 受託者は当院の業務従事者として新たに配属になった場合は、作業就業前に必ず教育の機会を設けなければならない。

3） 教育内容は、少なくとも、当院の仕様書の作業全般・衛生管理・感染予防対策・病院における個人情報取扱いの注意点が含まれていること。

4） 業務従事者は、就業中に血液暴露や損傷を負った場合は、即座に現場責任者に報告し、適切な処置をしなければならない。また現場責任者はすぐに監督部署に報告すること。

5） 業務従事者及びその家族がインフルエンザ等の流行性の感染症に罹患及びその疑いがある場合は、監督部署及び感染管理担当者へ就業前に連絡し、指示を仰ぐこと。

6） 受託者は業務従事者の健康管理に留意し、法律に定められた雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断を受けさせること。

１１．個人情報に関する秘密保持等

1） 個人情報に関する秘密保持等の義務

受託者は、この契約において処理することとされた事項に関し当院から提供された個人情報について厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らされないこと。

2） 業務従事者の個人情報の保護に関する措置

受託者は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理処置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行うこと。

3） 個人情報の複製等の制限

受託者は、当院と合意した目的・方法によらないで、当院から提供された個人情報を利用若しくは加工し、複製若しくは送信し、又は個人情報が記録された媒体を送付若しくは持ち出さないこと。

4） 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応

受託者は、当院から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいしたおそれがある時は、直ちにその旨を当院に通知すること。

5） 秘密保持規定の効力

個人情報に関する秘密保持等については、契約期間の経過又は契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する点を業務従事者に周知すること。

6） 個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置

受託者が１）から５）までの規定に違反したときは、当院はこの契約を解除することができる。

１２．その他

仕様は 2024 年 4 月時点の見込みであり、院内の運用変更に伴い随時変更が予想される。仕様に変更が生じた場合は、病院・受託者双方が誠意を持って協議し解決するものとする。この際、業務受託者は、仕様内容変更に伴う委託金額等の変更に応じること。

また、仕様内容及びこの仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、病院・受託者双方が誠意を持って協議し解決するものとする。